

三木町における農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成29年12月 1日

三木町農業委員会

第1 基本的な考え方

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

そのため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、平成35年度を目標とし、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に3年後の目標に即して検証・見直しを行う。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1)遊休農地の解消目標

区 分	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年4月)	ha 1, 4 5 0	ha 1 2. 5	% 0. 8 6
3年後の目標 (平成32年4月)	1, 4 5 0	1 0. 0	0. 6 8
目 標 (平成35年4月)	1, 4 5 0	8. 0	0. 5 5

[目標設定の考え方]

平成29年度から平成34年度まで6年間で、遊休農地を4.5ヘクタール解消することを目標とする。

(2)遊休農地の発生防止・解消に向けた具体的な取組み方法

- ①推進委員と農業委員が連携協力し、農地の利用状況調査、遊休農地所有者等に対する戸別訪問指導・利用意向調査を実施する。
- ②利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1)担い手への農地利用集積目標

区 分	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成 29 年 4 月)	ha 1, 4 5 0	ha 2 7 4. 9	% 1 8. 9 6
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	1, 4 5 0	5 0 0. 0	3 4. 4 8
目 標 (平成 35 年 4 月)	1, 4 5 0	7 2 5. 0	5 0. 0 0

[目標設定の考え方]

「三木町農業経営基盤強化促進基本構想」の政策目標に基づき、平成 34 年度末までに、担い手への農地利用の集積率を 50 パーセントまで引き上げることを目標とする。

(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な取組み方法

- ①地域における人と農地の問題解決のための「人・農地プラン」へは、推進委員、農業委員の立場で積極的に参画する。
- ②推進委員及び農業委員は、農地の所有者と地域の担い手農業者の仲介役となり、農地中間管理機構が進める制度を活用した農地集積事業の普及に努める。

3. 新規参入の促進について

(1)新規参入の促進目標

区 分	新規参入者数	新規参入者取得面積
現 状 (平成 29 年 4 月)	経営体 2	ha 1
3 年後の目標 (平成 32 年 4 月)	3	3
目 標 (平成 35 年 4 月)	3	3

[目標設定の考え方]

過去 3 年間の新規参入経営体の平均に 1 を加えた件数を新規参入促進の目標とする。

(2)新規参入の促進に向けた具体的な取組み方法

- ①町産業振興課、普及センターと連携し、新規参入の促進を図る。
- ②関係機関に対して、新規参入者が就農しやすい支援制度の創設、拡充を提案していく。